

指定居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導 運営規定

(事業の目的) 第1条

1. 株式会社湘南薬品（以下、指定居宅サービス事業者）が行う居宅管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、株式会社湘南薬品の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営方針) 第2条

1. 要介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意志、人格を尊重し、利用者の立場にたったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との親密な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の条件を満たすものとする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者薬剤管理指導の届け出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること
 - ・利用者に対して、秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他の職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(従業者の職種、員数) 第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、株式会社湘南薬品の管理者との兼務

を可とする。

(職務の内容) 第 4 条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導は、医師、歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が利用者の A D L や Q O L に及ぼしうる影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に役立つようアドバイスを行う。
2. 訪問等に行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日及び営業時間) 第 5 条

1. 原則として営業日、営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
2. 営業日及び営業時間については、店舗ごとに異なるため株式会社湘南薬品のホームページよりご確認ください。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の実施地域) 第 6 条

1. 通常の実施地域は、その薬局の所在する市区町村とする。
(他の地域の方は別途、利用者と相談する。)

(指定居宅管理指導の内容) 第 7 条

1. 薬剤師の行う居宅管理指導の主な内容は次の通りとする。
 - ・ 処方箋による調剤（状態にあわせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤等の居宅への配送
 - ・ 居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ A D L , Q O L 等に影響を及ぼす使用薬剤の確認
 - ・ 使用薬剤、用法、用量等に関する、医師等への連絡調整
 - ・ 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
 - ・ 患者の居住環境等を衛星的に保つための指導、助言
 - ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給

- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料、その他の費用の額）第8条

1. 利用料については、介護法の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

（緊急時等における対応方法）第9条

1. 居宅療養管理指導の実施中に、利用者の症状急変その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）第10条

1. 株式会社湘南薬品は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社湘南薬品と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和7年6月1日より施行する。

株式会社湘南薬品